

2023 年 10 月 26 日

とうきょうほんぞめちゆうせん
「東京本染注染」を伝統的工芸品として指定しました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）に定める伝統的工芸品として、「東京本染注染」を新たに指定しました。

1. 伝統的工芸品の新規指定について

東京都、群馬県、栃木県の「東京本染注染」は、令和 5 年 8 月 28 日に開催した産業構造審議会製造産業分科会伝統的工芸品指定小委員会において審議を行った結果、新規指定することについて了承されたことから、本日（10 月 26 日）、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました。これにより、伝産法に基づく伝統的工芸品は、関東経済産業局管内では 66 品目（全国で 241 品目）となりました。

伝統的工芸品として指定されることにより、「伝統的工芸品」の名称が使用可能となります。また、産地組合等が振興計画等を策定し認定を受けることにより、後継者育成や需要開拓といった取組について、伝統的工芸品産業産地支援補助金の支援を受けることが可能となります。産地支援補助金の活用により、産地振興、ひいては伝統的工芸品産業全体の振興につながる事が期待されます。

2. 新規指定品目（東京本染注染）の概要

「注染」とは、江戸時代に技法が確立した型染め技術です。生地を屏風畳み状に折り重ねながら防染糊を型付けした後、重なった生地にヤカン（ジョウロ型の道具）で染料を注ぎ染めます。染め上がりに裏表なく生地両面が染まるのが特徴です。



手ぬぐい



浴衣

（参考 1）伝統的工芸品産業の振興に関する法律とは

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定*する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります。

※指定要件：①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な（100 年以上）技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること。

(参考2)

伝統的工芸品の最近の指定状況

指定日	工芸品名
平成30年11月7日	①奈良墨、②三線
令和元年11月20日	①行田足袋、②江戸押絵、③浪華本染め
令和3年1月15日	①名古屋節句飾
令和4年3月18日	①岐阜和傘
令和4年11月16日	①東京三味線、②東京琴、③江戸表具

伝統的工芸品指定一覧はこちら

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html



(本発表資料のお問合せ先)

関東経済産業局 産業部

流通・サービス産業課長 澤原宜 謙

担当 : 国分、古谷、宇留野

電話 : 048-600-0332 (直通)

E-MAIL : bz1-kanto-densan@meti.go.jp